

G23 一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度 Web 会議ツールを用いたオンライン研修について（規定）

令和 2 年 10 月策定

G23 一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大のため、G23 一般社団法人上田薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度（G23）主催の研修会等の開催を一時、中断しておりました。その間、相当数の研修会活動（事例研・特別講演会等）が延期または中止されていることに鑑み、集合研修のうち、いわゆる座学による研修会の実施方法に関し、一定の基準を設けることで、「新しい生活様式」に即した研修会活動を再開・開始することしました。また、これまで時間的な制約等で研修会などに参加できなかった会員も、今後はより多くの研修会活動に参加できるように、Web 会議ツールを用いたオンライン研修を G23 で企画・開催していくこととしました。

1. Web 会議ツールを用いたオンライン研修（規定）

(1) 講義の形態

いわゆる座学による研修会は、ある場所（会場）に集合して、その場で講義を受講するものとしているが、これに加えて、Web 会議ツール（G23 は Zoom の利用を推奨）を使用した受講を許容する。ただし、当面は講義の実施と同時に配信（ライブ配信）するものに限る。なお、講義など録画したものを配信する場合については別に規定し、今回の規定では除外する。

また、Web 会議ツールを用いたオンライン研修の特性を活用することで、他の薬剤師会や認定薬剤師認証研修機関（プロバイダー）等の研修機関と連携・共催した、サテライト会場での研修会等、一般社団法人上田薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度委員会（G23 制度委員会）が認めた研修も集合研修として許容する。

(2) 本人確認の方法

あらかじめ受講者の申込みを受付け、受講申込者名簿を作成。オンライン研修は受講者が集合できない状況にあることに対応するためのものであるため、基本的には 1 つの端末・アカウントに対して 1 名の受講者とし、ログイン時のアカウント名は受講者本人の氏名（フルネームで）とする（利便性のための複数人の同一端末からの受講は不可）。研修日当日、作成した申込者名簿とログイン時のアカウント名を照合することで本人確認とし、名簿登載者以外の受講は不可とする（受講した場合も単位の認定は行わない）。

(3) 受講時間管理の方法

講義の内容により単位認定の基準は異なるが、基本的には受講者の自主性を尊重し、レポートなど課題の提出は求めないこととする。その代わりに、今後の研修活動の質の向上

を目的とした、研修について（内容・難易度など）のアンケートの提出を求め、提出を以て単位の認定とする。提出期限については、基本的に研修修了後 1 週間以内に上田薬剤師会事務局（事務局）宛に電子メールでの提出とする。また、ケーススタディーや個人ワークなどが研修のプログラムとして組み込まれ、その課題演習が重要な位置を占める研修については、その課題の提出をもって単位の認定とする場合もあるが、その際は申し込み案内にその旨、記載を行う。いずれの場合も、研修会当日に本人確認ができた受講者に限り単位を認定し、期限内の提出が無い受講者については受講したものとししない。なお、今後他の研修期間の認定方法及び当該参加者の受講態度等から必要に応じて単位認定基準は随時見直しを行うものとする。

(4)研修受講シールの交付の方法

受講申込者名簿に搭載された者で、かつ、期限内にアンケート等を提出した受講者に対し、その登録住所あてに発送する。発送に当たって、いったん研修受講シールを発行し発送した後は、未着等の申し出があっても、再発行はしない。また、上田薬剤師会（当会）所属の会員薬局の受講者については、会館 2 階の「薬局ボックス」への投函をもって発送とする（病院勤務等の会員に対しては定期的な郵送で対応）。集合を避けるためのオンライン研修であることから、原則、手渡しでのシールの交付は行わない。

2.オンライン研修の開催申請について

Web 会議ツールを用いたオンライン研修の開催申請は、個々の研修会ごとに「認定研修会申請書」にオンライン研修である旨を記載し、開催日の 4 週間以上前までに行うこと。また、2 週間以上前までに上田薬剤師会のホームページ上に研修の案内と申込用紙を掲載し、会員に対してはファックスにて開催案内を送信すること。なお、申込の締め切りはミーティング ID・パスワードや、当日の資料をメールにて送信する、送受信について確認すること等を考慮し開催日の 1 週間前に設定すること。また、研修会個々の開催申請に当たっては、Web 会議ツールを使用する方式のみか、それと通常の方式との併用（ハイブリッド方式）であるかがわかるように記載すること。申請の際には Web 会議ツールの利用に精通した（使用・参加経験のある）責任者（役員または部員）を記載し、研修日当日までの企画・運営、及び、当日の会場の管理等を行い、その責任を負うこと。また、単位の認定をアンケート以外で行う場合については、その内容について具体的に記載すること。

3. その他の注意事項

(1)ミーティング ID・パスワードは厳重に管理を行い、他者に決して漏らさないこと。またミーティング ID・パスワードの記載されたメールは決して他者に転送・拡散しないこと。なお、当日の配布資料などもデータとしてメールに添付して送信するため、相当量の添付ファイルが受診可能なメールアドレスを申し込み用紙に記載し送信すること。

(2) Web 会議ツールを用いたオンライン研修に参加する場合、ホスト（上田薬剤師会）のモニターにて参加の確認を行うため Web カメラとマイクは必ず準備し受講すること。その際、受講者本人の顔がリアルタイムで確認できるよう、Web カメラはオンにした状態で参加すること。この際に、入室後はモニターに表示される受講者の「名前」の欄については受講者本人の氏名に変更すること。受講者本人の氏名および顔が確認できない場合は、受講しても単位の認定は行わない。

(3) 動作確認のため 30 分前から入室は可能であるが、開始 15 分前に一括で入室を許可する。その後は、その都度、入室を許可するが、研修開始 5 分が経過した時点で、以降の入室は許可しない（受講不可）。また、原則、研修途中での退室を認めない。研修終了前に退室した場合、単位の認定は行わない。その際に、入金した受講料の返金には応じない。

(4) 故意過失を問わず、メールの転送など上記の規約に違反し、不正受講が発覚した場合は単位の認定は行わない。悪意のある違反に対しては、G23 制度委員会にて協議・対応を行い、当該受講者の以降の受講を認めない場合がある。

(5) 研修シールの発行・管理および受講証明書の発行等については通常の集合研修と同等の管理を行い、提出されたアンケートなどは 2 年間、上田薬剤師会事務局（事務局）で保管する。

(6) アプリケーションの動作確認やその他全般については極力、事務局にて対応。その際はメールにて問い合わせを行うこと。メールアドレスなど問い合わせ先は当会ホームページを参照のこと。

(7) 受講者のメールアドレス等、個人情報については当会が責任を持って管理を行う。

一般社団法人上田薬剤師会
G23 一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための会議等開催ガイドライン

1. 基本的方針

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本会及び G23 主催の会議、研修会等は当面の間、下記対策を講じた上で開催する。

開催に当たっては、感染防止の 3 つの基本（身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い）を徹底し、3 密（密閉・密集・密接）を回避した上で、参加者の安全確保を第一とした運営に努める。

2. 参加について

- (1) 毎日の健康チェックを欠かさずに行い、37.5 度以上または平熱より 1 度以上の発熱、新型コロナウイルス感染症の諸症状がある場合には参加を認めない。
- (2) 参加に当たっては、マスク着用とし、手指消毒、咳エチケットの実施を励行する。
- (3) 万が一、感染者の発生が確認された場合等、保健所等の公的機関による調査などに協力するとともに、提出された名簿の提供を了承した上で参加する。

3. 運営について

- (1) 原則最大収容定員の半数程度を定員とする。
- (2) 会議等は短時間開催に努める。
- (3) 感染者発生における追跡・調査に備え、参加者の名簿管理に努め、名簿は 2 年間、事務局で保管を行う。
- (4) 3 密回避のため Web 会議の活用を推進する。
- (5) 研修会や学術大会等の開催に当たっては、可能な限り「Web 会議ツールを用いたオンライン研修について（規定）」に基づき、Web 会議ツールを使用した受講を推奨する。研修受講者の名簿管理、研修受講シールの配布、安定した通信接続確保のため、Web 参加者数の定員を設ける（最大 100 名まで）。
- (6) 会場では、3 密回避に最大限配慮し、下記感染予防策の遵守に努める。
 - 速乾性アルコール消毒液を各所に設置し、手指消毒を徹底する。参加者の手が触れる物、場所については消毒用アルコール等による拭き取りを実施する。特に、多くの参加者等が使用するマイクなどは、使用の都度、消毒用アルコールでの拭き取りを徹底する。

- 会場内における換気を継続的に実施する。
- 座席の間隔を十分に確保し、やむを得ない場合にはパネル等を設置する。
- 事務局職員の感染予防
 - ・運営に当たる事務局職員は、感染予防策を徹底（手指のアルコール消毒、手洗い（速乾性アルコールによる消毒も可）・うがいの励行、マスク着用等）する。
 - ・定期的な検温、体調管理を義務化し、37.5度以上または平熱より1度以上の発熱、コロナウィルス感染症の諸症状がある場合は、運営業務に従事せず、自宅待機などを行う。